

岐阜県公報

号外(三) 平成十九年十一月一日

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	七
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一五

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第四条第一号イ中「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条」を「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条」に改める。

第七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号の二中「平成三年法律第百十号」を削り、「第六条第一項」の下に「又は第十八条第一項」を加える。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「地域福祉推進監」を「地域福祉推進監に、

「技術調整監」を「技術調整監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員的人事記録に関する規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表育児休業の期間延長の項の次に次のように加える。

育児短時間勤務	育児休業法第十条の規定により育児短時間勤務を承認する場合をいう。
育児短時間勤務の期間延長	育児休業法第十一条の規定により育児短時間勤務の期間を延長する場合をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年

岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十三」を「第四十八条の十三の二」に改める。

第三条の二を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

第三条の二 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(第二十三条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。)(条例第六条の二
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)(岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)(第十八条(育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた条例第五条の二若しくは第六条第一項、第二項、第四項若しくは第九項、育児休業条例第二十条の規定により読み替えられた岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号) 第五条第二項若しくは第三項又は育児休業条例第二十一条の規定により読み替えられた岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号) 第四条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた条例第五条の二又は第六条の二第二項

第五条中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(を「育児休業法」に改める。

第六条中「第三十八条の九第一項第四号八」を削り、「第五十七条の三第二項第四号」を「第五十七条の三第二項第五号」に改める。

第二十三条第二項中「乗じて得た額、任期付短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児休業条例第十八条(育児休業条例第十四条第二項におい

て準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第三十一條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員等」という。)(に、「同条第三項」を「条例第三十一條第三項(育児休業条例第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(に、「同条第一項」を「条例第三十一條第一項」に、「乗じて得た額」とし」を「それぞれ乗じて得た額」とし」に、「及び任期付短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等」に改める。

第二十四條第三項中「任期付短時間勤務職員にあつては、」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員等にあつては、」に改め、「第三十一條第三項」の下に「(育児休業条例第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(」を加え、「同条第一項」を「条例第三十一條第一項」に、「乗じて得た額」を「それぞれ乗じて得た額」に、「額」を「額とする。)(」に改め、同条第四項中「あつては、」を「あつては」に、「乗じて得た額」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額」に、「額」を「額とする。)(」に改める。

第二十五條の七第一項中「掲げる額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(」を加える。

第二十九條の九の二中「第十二條の六第二項第二号」の下に「(育児休業条例第十八條(育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(」を加える。

第三十三條第二項中「第十五條前段」の下に「(育児休業条例第十八條(育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(」を加える。

第四十四條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる職員に対する第三項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該各号に定める「」による。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第四十四條の二第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる職員に対する第三項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該各号に定めると「」による。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第三項中「受けていた給料の月額及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第三項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第三項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第四十七條第六項第六号中「第二十七條」の下に「(育児休業条例第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(」を加える。

第四十八條の二及び第四十八條の十の二中「及び任期付短時間勤務職員」を「育児

短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等」に改める。
第九節の二中第四十八条の十三の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第四十八条の十三の二 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等について、条例第二十二條の四に規定する農林漁業普及指導手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて、当該農林漁業普及指導手当の月額とする。

第四十八条の十八中「第三十一條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を「第三十一條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を」に、「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員等」に、「同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を「同条第三項（育児休業条例第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額」に改める。

第四十九條第二号中「岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）を「育児休業条例」に改める。

第五十條第二号及び第三号並びに第五十二條中「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員等」に改める。

第五十二條の四第三項中「に規定する人事委員会」を「の百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則」に改める。

第五十二條の五第一項第二号中「に規定するそれぞれの月額の」を「育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改める。

第五十三條第二項に次の一号を加える。

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第五十七條の三第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「期間」の下に「介護休暇（第六号に該当する場合を除く。）及び」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第六十一條中「条例第三十二條第三項」の下に「（育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた場合又は育児休業条例第二十三條の規定により読み替えて適用された場合を含む。）」を加える。

第六十二條第一項第一号中「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員等」に改める。

第六十四條の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第六十四條の二 第六十二條、第六十三條及び第六十四條の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第六十七條第一項中「第三十七條第一項」の下に「（育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができない場合）

第六十八條の二 育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十七條第一項の人事委員会規則で定める場合は、第三十四條第一項第二号及び第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十七條第二項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第六十九條第二項中「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員等」に改める。

第七十二條第一項を次のように改める。

条例第四十二条第一項第一号（育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた場合又は育児休業条例第二十三条の規定により読み替えて適用された場合を含む。次条において同じ。）の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百六十時間に育児休業条例第十八条で読み替えて適用する条例第三十一条第一項、同条第二項又は第三項（育児休業条例第二十三条の規定により読み替えて適用された場合を含む。）の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間を、八時間を一日として日に換算して得た日数

第七十二条第二項第一号中、「及び任期付短時間勤務職員」を、「育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等」に改め、同項第二号中「再任用職員」の下に「又は育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 条例第四十二条第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数
 イ 当該年の初日に職員となつた場合 二十日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあつては、当該年における在職期間に応じ、第二項第一号の表の日数欄に掲げる日数）に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日。一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加え

て得た日数

ロ 当該年の初日後に職員となつた場合 この号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数
 第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるとき当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第四十二条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率
 二 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間

勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に於ける一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に於ける一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に於ける勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に於ける一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第七十三条第一項中「及び任期付短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等」に改め、同条第二項中「第七十二条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 一 時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて一日とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間
 - ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間
 - ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 八時間
- 三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- 四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員

を除く。） 八時間

第七十五条第一項第二十号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、十六時間）」を削り、同項第二十一号、第二十二号及び第二十八号中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）」を削り、同条第二項中「第二十三号の休暇を除き、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一時間）」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 一日を単位とする第一項第二十号から第二十三号まで及び第二十八号の休暇の単位は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 一 時間を単位として使用した第一項第二十号から第二十三号まで及び第二十八号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて一日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（八時間を超える場合にあっては、八時間とし、一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- 三 不斉一型短時間勤務職員 八時間

別表第一の三知事の部本庁の項中「環境事故対策監」の下に「医師確保対策監」を、「技術調整監」の下に「地場産業対策監」を加え、同部地方自治大学校の項中

長	二種	を	校長	二種	に改める。
			管理監	四種	

別表第一の四の表中

4級	一種	137,700円	4級	一種	
	二種	110,100円		二種	

を

4級	一種		4級	一種	
	二種			二種	

137,700円

110,100円
82,600円

に改める。

別表第一の五の表中

4級	一階	115,900円
	二階	92,700円

を

4級	一階	
	二階	
	四階	

115,900円

に改める。

92,700円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項第六号水中「第百十号」の下に、「以下「育児休業法」という。」を加え、同項第七号中「第四号」の下に、「以下「育児休業法」という。」を加え、附則第七項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以後に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

附則第八項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「得た額」の下に、「その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定により短時間勤務をしている職員(第十三項において「育児短時間勤務職員等」という。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、育児休業法第十八条(育児休業法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(第十三項において「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附則第十三項中「乗じて得た額とし」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を」に、「乗じて得た額」を「それぞれ乗じて得た額」に改め、附則第十四項第三号中「第八項第五号」を「第八項第六号」に改める。

3 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十九年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が経過措置基準額」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下この項において「育児休業法」という。)第十八条(育児休業法第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「限る。」の下に「又は育児短時間勤務（同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

第二条の六第四項第二号中「又は育児休業」を「若しくは育児休業」に改め、「限る。」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項若しくは国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務の期間若しくは法人の就業規則等に定められている短時間勤務で地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間又はこれらに準じる期間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「地域福祉推進監」の下に「医師確保対策監」を、「技術調整監」の下に「地場産業対策監」を加え、同表地方自治大学校の項中「校長」の下に「管理監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二号中「若しくは顕彰」を「又は顕彰」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則（昭和四十六年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する

法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「条例第三条第一項」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 条例第三条第一項

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下この項において「育児休業条例」という。）第十九条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三条第一項

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 育児休業条例第二十四条の規定により読み替えて適用される条例第三条第一項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成十二年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第五条第三項」の下に、「岐阜県職員の育児休業等に関する条例

（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加える。

第七条中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改める。

第八条第一項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同条第二項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同項第一号中「以上の」を「及び条例第五条第三項（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に改める。

第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業条例第二十條の規定により読み替えられた条例第六条第二項の人事委員会規則で定める時間帯は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯（勤務条件条例第三十五条の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあつては、当該休憩時間の時間帯を除く。）とする。

別表条例第五条第一項第一号に規定する給料表の部中「以上の」を「以上の号給及び条例第五条第三項（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十六条とする。

第六条第一項中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条第二項中「第三条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第五条を第八条とし、同条の次に次の六条を加える。

（人事委員会規則で定める日数及び時間）

第九条 条例第十一条第一号に規定する人事委員会規則で定める時間は、二時間とする。

2 条例第十一条第二号に規定する人事委員会規則で定める日数は、十二日とし、同号に規定する人事委員会規則で定める時間は、十六時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の承認の請求手続）

第十条 職員は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の承認を受けようとするときは、別記第四号様式による育児短時間勤務承認・期間延長承認請求書をあらかじめ任命権者に提出しなければならない。この場合において、県費負担教職員にあっては、当該請求書を市町村教育委員会を経由して提出しなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第十一条 第五条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「条例第六条第一号」とあるのは、「条例第十三条第一号」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務等に係る書面の交付）

第十二条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付するものとする。

一 職員の育児短時間勤務を承認する場合

二 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

三 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認を取り消す場合

四 法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る書面の交付）

第十三条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、その旨を記載した書面を短時間勤務職員（法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。

一 短時間勤務職員を任用した場合

二 短時間勤務職員の任期を更新した場合

三 短時間勤務職員が任期の満了により退職した場合

（短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第十四条 短時間勤務職員の職務の級は、当該短時間勤務職員の任用に係る育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。

2 前項の規定は、法第十七条の規定による短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の職務の級の決定について準用する。

第四条の二の見出し中「勤務」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「書面」を「育児休業に係る書面」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条を第五条とする。

第二条の二に見出しとして「育児休業等計画書」を付し、同条中「第四条第三号」を「第四条第四号及び第十号第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業その他の人事委員会規則で定める方法）

第三条 条例第四条第四号及び第十号第五号に規定する育児休業その他の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

別記第四号様式中「（第6条関係）」を「（第15条関係）」とす

併	併	併	併
用	日	就	育
日	休	業	児
		の	の
		有	養
		休	育
		業	支
		を	援
		支	持
		持	す
		支	る
		援	方
		持	法
		す	と
		る	す
		方	る
		法	を
		と	す
		す	る
		方	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す
		る	方
		法	法
		を	支
		持	援
		す	る
		方	法
		と	す

託児施設 () その他 ()
(託児時間： 時 分～ 時 分)(託児時間： 時 分～ 時 分)

生 年 月

時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)

日 年 月 日生 就業の有無 有 無 〇改〇、同

養は共親(甲)中「(ア) 職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ) 託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある」を「職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている」に改〇、同様式を別記第五号様式とする。

別記第二号様式及び別記第三号様式を削り、別記第一号様式の次に次の三様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部改正)
- 2 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)第三十二条中「第六条第三項」の下に「及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)第八条」を加える。

第2号様式 (第4条関係)

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職 名		氏 名	印
<p>条例第4条第4号又は第10条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>				
請求の別	育児休業	育児短時間勤務		
請求に係る子				
子の氏名		生年月日	年 月 日生	
請求者の計画				
請求期間	年 月 日から		年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
配偶者の養育計画				
配偶者の氏名				
養育予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇	育児短時間勤務 その他 ()		
備考				

注1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。

4 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

6 該当する にはレ印を記入すること。

第 3 号様式 (第 5 条、第11条関係)

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職 名		氏 名	⑩
<p>育 児 休 業 下記のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。 部 分 休 業</p>				
届出の事由	<p>育児休業等に係る子を養育しなくなった 同居しなくなった 負傷・疾病 その他 () 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった 育児休業等に係る子が死亡した 育児休業等に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む。) 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した その他 ()</p>			
届出の事由 が発生した 日	年 月 日			
備 考				

注 不用の文字を抹消するとともに、該当する にはレ印を記入すること。

第4号様式 (第10条関係)

承認請求書
 育児短時間勤務 期間延長承認

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職 名		氏 名	印
下記のとおり育児短時間勤務 (期間延長) の承認を請求します。				
請求に係る子		請求者以外の子の親		
氏 名		氏 名		
続 柄		子との同・別居	同居	別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有	無
請 求 の 内 容	育児短時間勤務の承認		育児短時間勤務の期間の延長	
	再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 (法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務形態)			
	勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 水 (: ~ :) 金 (: ~ :)	火 (: ~ :) 木 (: ~ :)	
既に育児短時間 勤務をした期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	年 月 日から		年 月 日まで	
備 考				
承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	出 勤 簿 整 理	
年 月 日				

- 注1 この請求書 (育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか) を添付すること (写しでも可)。
- 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - 「備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 該当する にはレ印を記入すること。

岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第四条第三項」の下に「岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第七条第二項第一号中「給料月額」の下に「又は条例第四条第三項（育児休業条例第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額」を加える。

別表条例第四条第一項に規定する給料表の部中「給料月額」の下に「又は条例第四条第三項（育児休業条例第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額」を加え、「三号給の給料月額」を「二号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年十一月一日印刷
平成十九年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社